

# V 調査票



## 平成24年長野県高年齢者・障害者雇用実態調査票

長野県商工労働部労働雇用課

長野県登録統計  
第11035号

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らすようなことはありません。

市町村	事業所	産業分類	常用規模

※この欄へは記入しないでください

### アンケート調査へのご協力をお願い

長野県では、障害者等の雇用の在り方について専門的な検討を開始したところですが、この度、県内民営事業所における高年齢者及び障害者の雇用実態を把握するため調査を実施することとしました。この調査により、県内事業所の皆様から障害者等の雇用に関する現状やご要望をお聞きした上で、長野県における障害者及び高年齢者の雇用を促進するための望ましい施策の在り方を検討することとしております。

調査票にご記入いただいた事項については、他に漏らしたり、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨にご理解を賜り、何とぞご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 【 記入上の注意 】

- この調査は、県内の総常用労働者30以上の事業所を対象にしています。該当しない場合はお手数ですが調査票を破棄していただくようお願いいたします。
- 回答は、**人事労務管理担当責任者の方**にお願いたします。貴事業所の分のみ記入してください。
- 調査票については、特に断りのない限り、平成24年11月1日現在で記入してください。
- 選択制の質問の場合は該当する番号を○で囲んでください。
- 「その他」に○をつけた場合、ご面倒でも具体的な内容を記入してください。
- 回答欄が、  などの場合は、必要な数字を1欄に1つつつ右詰めで記入してください。  
(記入例)   2
- 「身体障害者」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」といいます。）にいう身体障害者をいいます。原則として身体障害者手帳の交付を受けている人をいいますが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医（内部障害者の場合、指定医に限ります。）の診断により身体障害者であることが確認されている場合にはその人も含みます。
- 「知的障害者」とは、法にいう知的障害者をいいます。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判断された人をいいます。
- 「精神障害者」とは、法にいう精神障害者をいいます。具体的には、次の(1)又は(2)の人であって、症状が安定し就労可能な状態の人をいいます。
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - (1)以外の人であって、産業医、主治医（以下「医師」という。）から統合失調症、そううつ病（気分障害）又はてんかん（以下「3疾患」という。）の診断を受けている人  
なお、精神障害であっても上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない人は本調査でいう精神障害者ではなく、調査対象外です。
- 重複障害の場合は、重複するそれぞれの障害別に記入してください。
- 精神障害者については、既に貴事業所で把握されている範囲でお答えください。調査事項のうち、わからないことについてはお答えいただく必要はなく、**障害の有無等について改めて本人及び他の従業員への確認は行わないでください。**
- ご記入が終わりましたら、返信用封筒（切手不要）に入れて、12月14日（金）までに返送してください。

【調査実施】 株式会社東京商工リサーチ 長野支店 担当:恋塚  
電話 026-224-8844 FAX 026-224-7761  
専用電話 026-223-2520 専用FAX 026-223-2531  
住所 〒380-0821 長野市上千歳町1121-1長野OSビル

【調査主体】 長野県商工労働部労働雇用課調査情報係 担当:町田  
電話 026-235-7119 FAX 026-235-7327  
住所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

I. 事業所概要について

1. 事業所の概要

事業所名			
所在地			
業種	1 鉱業、採石業、砂利採取業	2 建設業	3 製造業
	4 電気・ガス・熱供給・水道業	5 情報通信業	6 運輸、郵便業
	7 卸売、小売業	8 金融、保険業	9 不動産業、物品賃貸業
	10 学術研究、専門・技術サービス業	11 宿泊業、飲食サービス業	
	12 生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）		
	13 教育、学習支援業	14 医療、福祉	15 複合サービス事業
16 サービス業（他に分類されないもの）			
企業全体の常用雇用労働者	1 30～49人	2 50～99人	
	3 100～299人	4 300人～	
記入担当者	所属		
	氏名		
	電話番号		

(注) 1. 常用雇用労働者とは、雇用期間の定めのない者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は臨時・日雇であっても調査日前2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者をいいます。

II. 障害者の雇用について（すべての事業所がお答えください。）

1. 障害者の雇用の現状について（該当する記号を○で囲んでください。）

A 現在障害者を雇用している
B 過去に障害者を雇用したことがないが、雇用を検討している
C 過去に障害者を雇用したことがあるが、現在は雇用していない
D 障害者を雇用する予定がない

Aと答えた場合は2以降へ。  
B,C,Dと答えた場合は3へ、  
そして5P,6以降へ。

2. 障害者の労働者数について（実人員で回答してください。）

常用	(a) 身体障害者数			人	→ 4.表-1
	うち 20時間以上30時間未満の短時間労働者数			人	
	うち 20時間未満の短時間労働者数			人	
	(b) 知的障害者数			人	→ 4.表-2
	うち 20時間以上30時間未満の短時間労働者数			人	
	うち 20時間未満の短時間労働者数			人	
	(c) 精神障害者数			人	→ 4.表-3
	うち 20時間以上30時間未満の短時間労働者数			人	
	うち 20時間未満の短時間労働者数			人	
	(d) 事業所の常用雇用労働者数 (a) + (b) + (c)			人	
	うち 20時間以上30時間未満の短時間労働者数			人	
	うち 20時間未満の短時間労働者数			人	
常用以外	(e) 身体障害者数			人	
	(f) 知的障害者数			人	
	(g) 精神障害者数			人	
	(h) 事業所の常用以外の雇用労働者数 (e) + (f) + (g)			人	
(i) 事業所の雇用労働者数 (d) + (h)			人		

(注) 1. 20時間以上30時間未満の短時間労働者とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の人をいいます。  
2. 20時間未満の短時間労働者とは、週所定労働時間が20時間未満の人をいいます。  
3. (d)欄は、(a)欄・(b)欄・(c)欄の合計になり、(h)欄は、(e)欄・(f)欄・(g)欄の合計になります。また、(i)欄は、(d)欄・(h)欄の合計になります。

3. 法定雇用率適用事業所について（すべての事業所がお答えください。）

貴事業所は、法定雇用率適用事業所に該当していますか。

法定雇用率の適用事業所	1 該当	2 非該当
-------------	------	-------

【法定雇用率とは】

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、身体障害者・知的障害者を雇用しなければならない割合（民間企業の場合常用労働者数の1.8%）。

現在は、民間企業の場合、56人以上の常用労働者のいる民間企業が対象となっています（※例外規定あり）。平成25年4月からはこの法定雇用率が2.0%に引き上げられることになっており、この場合、50人以上の常用労働者のいる民間企業が対象となります（※例外規定あり）。

※例外規定

除外率制度・・・特定業種（建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業など）では、実際の常用雇用労働者から一定の

割合を控除して、法定雇用率を算定するもの。

例 建設業 実常用労働者数 65人の場合  
65人×除外率20%=13人  
法定雇用率算定の常用労働者数は65人-13人=52人  
56人以下になり、法定雇用率適用事業所に該当しない

その他

・重度障害者の算定・・・重度障害者を雇用している場合、障害者雇用数は1人で2人分にカウントします。  
・精神障害者の扱い・・・現在は、雇用義務はないが、精神障害者を雇用している場合は、障害者雇用数として計上します。

4. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という）の雇用状況

（障害者を雇用している事業所のみ、障害者の常用雇用労働者についてお答えください。）  
 実人員を記入してください。（障害者委託訓練、社会適応訓練等の訓練中の人は含みません。）

表一

身体障害者		男	女	計
等級	計(j)		人	人
	1・2級		人	人
	3・4級		人	人
	5・6級		人	人
	不明		人	人
雇用形態	計(k)		人	人
	正社員		人	人
	正社員以外		人	人
休職者(内数)			人	人
賃金の支払形態	計(l)		人	人
	月給		人	人
	日給		人	人
	時間給		人	人
	その他		人	人

（注）計(j)、計(k)、計(l)は一致します。また、Ⅱ-2表「障害者の労働者数」中(a)と一致します。

表二

知的障害者		男	女	計
等級	計(m)		人	人
	重度		人	人
	重度以外		人	人
	不明		人	人
雇用形態	計(n)		人	人
	正社員		人	人
	正社員以外		人	人
休職者(内数)			人	人
賃金の支払形態	計(o)		人	人
	月給		人	人
	日給		人	人
	時間給		人	人
	その他		人	人

（注）計(m)、計(n)、計(o)は一致します。また、Ⅱ-2表「障害者の労働者数」中(b)と一致します。

表-3

精神障害者		男	女	計
(1)精神障害者保健福祉手帳により確認している場合	計(p)	人	人	人
	1級	人	人	人
	2級	人	人	人
	3級	人	人	人
	不明	人	人	人
(2)(1)以外(医師の診断書等により確認している場合)	統合失調症	人	人	人
	そううつ病	人	人	人
	てんかん	人	人	人
雇用形態	計(q)	人	人	人
	正社員 正社員以外	人 人	人 人	人 人
休職者(内数)		人	人	人
賞金の支払形態	計(r)	人	人	人
	月給	人	人	人
	日給	人	人	人
	時間給	人	人	人
	その他	人	人	人

(注) 計(p)、計(q)、計(r)は一致します。また、Ⅱ-2表「障害者の労働者数」中(a)と一致します。

- (注) 1. 「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」から該当する表を選んで記入してください。
2. 「知的障害者」の表の「重度」とは次のいずれかの人をいいます。
- (1)療育手帳(愛の手帳等他の名称の場合もあります。)で程度がAとされている人
  - (2)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当するとする判定書をもっている人
  - (3)障害者職業センターで重度知的障害者と判定された人
3. 「精神障害者」の表について、以下により記入してください。
- (1)精神障害者であることを精神障害者保健福祉手帳で確認している場合は、手帳の等級を該当する欄に記入してください。精神障害者であることを精神障害者保健福祉手帳で確認しているものの、その等級が不明の場合は「不明」欄に記入してください。
  - (2)(1)以外で、精神障害者であることを医師の診断書、意見書等により確認している場合は、統合失調症、そううつ病(気分障害)、てんかんの3疾患のいずれかに該当する場合のみ記入してください。診断書、意見書等がこの3疾患以外の場合は記入不要です。
  - (3)(1)、(2)のいずれにもあてはまる場合(精神障害者保健福祉手帳及び医師の診断書等のいずれによっても確認している場合は「(1)精神障害者保健福祉手帳により確認している場合」欄のみ該当箇所に記入してください。
4. 休職者とは、心身の故障のため、調査時点(11月1日時点)を含み長期(概ね1か月以上)にわたり休職している人をいいます。
5. 表-1「身体障害者」の計(j)・計(k)・計(l)、表-2「知的障害者」の表の計(m)・計(n)・計(o)及び表-3「精神障害者」の表の計(p)・計(q)・計(r)の数値は、それぞれ一致します。

5. 障害者に関する雇用について（障害者を雇用している事業所のみお答えください。）

次に掲げる事項のうち、あてはまるものをすべて選んで番号を○で囲んでください。

問1 障害者を雇用したきっかけはなんですか。

雇用したきっかけ		身体障害者	知的障害者	精神障害者
法定雇用率達成のため		1	2	3
ハローワークからの紹介		1	2	3
ハローワーク以外からの紹介	民間職業紹介	1	2	3
	医療機関	1	2	3
	学校	1	2	3
	知り合い	1	2	3
	その他	1	2	3
業務に適した人材であったため		1	2	3
社会的責任を果たすため		1	2	3
その他（具体的に）		1	2	3
身体障害者				
知的障害者				
精神障害者				

問2 障害者の雇用に当たって配慮した点はなんですか。

配慮の有無 左で1と答えた場合の配慮事項

1	ある	➔	雇用上の配慮事項			
2	ない		身体障害者	知的障害者	精神障害者	
			短時間勤務や時差出勤などの勤務時間	1	2	3
			休暇取得しやすい体制づくり	1	2	3
			業務量の調整	1	2	3
			業務内容	1	2	3
			施設の改築（バリアフリー化等）	1	2	3
			作業環境（机、設備、機器等）の整備	1	2	3
			支援者の配置	1	2	3
			外部の支援機関との連携	1	2	3
			その他（具体的に）	1	2	3
			身体障害者			
			知的障害者			
			精神障害者			

6. 雇用上の課題等について（すべての事業所がお答えください。）

次に掲げる事項のうち、あてはまるものをすべて選んで番号を○で囲んでください。

問3 障害者を雇用するに当たって、解決が必要な課題や心配な事項はありますか。

課題等の有無 左で1と答えた場合の課題等

1	ある	➔	解決が必要な課題や心配な事項			
2	ない		身体障害者	知的障害者	精神障害者	
			従業員が障害特性について理解することができるか	1	2	3
			採用時に適性、能力を十分把握できるか	1	2	3
			会社内に適当な仕事があるか	1	2	3
			労働意欲、作業態度に不安	1	2	3
			給与、昇給昇格等の処遇をどうするか	1	2	3
			勤務時間の配慮が必要か	1	2	3
			通勤上の配慮が必要か	1	2	3
			設備・施設・機器の改善をどうしたらよいか	1	2	3
			職場の安全面の配慮が適切にできるか	1	2	3
			作業能力低下時にどうしたらよいか	1	2	3
			雇用継続が困難な場合の受け皿があるか	1	2	3
			その他（具体的に）	1	2	3
			身体障害者			
			知的障害者			
			精神障害者			

7. 関係機関との連携について（すべての事業所がお答えください。）

問4 障害者の雇用に関する次に掲げる事項について、利用したり、又は協力を求めた関係機関がありますか。「ある」を選んだ場合は、当該項目ごとに利用したり、又は協力を求めた機関を以下の表から3つまで選んで番号を記入してください。

	事項	ない	ある	利用をしたり協力を求めた機関を下表から3つまで選んで番号を記入してください。		
身体障害者	1 募集・採用活動について	1	2			
	2 雇用継続、職場定着について	1	2			
	3 採用後身体障害者の職場復帰について	1	2			
知的障害者	1 募集・採用活動について	1	2			
	2 雇用継続、職場定着について	1	2			
精神障害者	1 募集・採用活動について	1	2			
	2 雇用継続、職場定着について	1	2			
	3 採用後精神障害者の職場復帰について	1	2			

表 関係機関

1 ハローワーク	6 学校・各種学校・特別支援学校
2 長野障害者職業センター	7 県市町村等の保健福祉機関・施設
3 県技術専門学校	8 医療機関・施設
4 県の無料職業紹介所	9 民間の社会福祉施設
5 各圏域にある障害者就業・生活支援センター	10 その他

8. 関係機関に対する要望について（すべての事業所がお答えください。）

問5 障害者の雇用をすすめる上で、関係機関に対する要望についてお答えください。次に掲げる事項のうち身体障害者、知的障害者及び精神障害者別に、あてはまるものを4つまで選んで番号を○で囲んでください。

	要 望 項 目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		(4つまで選んでください)	(4つまで選んでください)	(4つまで選んでください)
1	障害者雇用に関する広報・啓発	1	1	1
2	企業での実習や就労に対する家族の理解の促進	2	2	2
3	障害者の雇入れ又は雇用継続のための助成制度の充実	3	3	3
4	障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助	4	4	4
5	関係機関の職員等による定期的な職場訪問など職場適応・職場定着指導	5	5	5
6	具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置	6	6	6
7	雇用管理に役立つマニュアル、研修等の提供	7	7	7
8	職場内での業務支援者の派遣、業務支援者の配慮に対する助成	8	8	8
9	障害者に対する能力向上のための訓練の実施	9	9	9
10	職場復帰のための訓練の実施	10	10	10
11	職場と家庭との連絡調整	11	11	11
12	障害者の退職後の受け皿の確保に対する支援	12	12	12
13	生活面を含めた相談援助	13	13	13
14	余暇活動の企画や場の提供	14	14	14

9. 障害者雇用に関する助成制度等について（すべての事業所がお答えください。）

問6 障害者雇用に関する助成制度、支援事業を知っていますか。

1	いる
2	いない



上記「いる」とお答えした場合は、問7についてお答えください。

問7 次に掲げる事項のうち知っている助成制度、支援事業をすべて選んで番号を○で囲んでください。

助成制度等		制度の内容
1	障害者初回雇用奨励金（ファーストステップ奨励金）	国 中小企業において、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した事業主の方への奨励金
2	特例子会社等設立促進事業助成金	国 特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金
3	事業協同組合等雇用促進事業助成金	国 事業協同組合等において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した雇用促進事業の実施に対する助成金
4	特定求職者雇用開発助成金	国 新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は65歳以上の離職者を雇い入れた事業主の方への給付金
5	重度障害者等多数雇用施設設置等助成金	国 重度障害者等を多数雇用するために施設・設備を設置した事業主に対する助成金
6	職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）	国 障害者に対する職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行った場合の助成金
7	精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金	国 精神障害者等ステップアップ雇用により雇い入れた場合の助成金
8	精神障害者雇用安定奨励金	国 精神障害者の雇入れや休職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金
9	発達障害者雇用開発助成金	国 発達障害者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対する助成金
10	試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）	国 特定の求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合奨励金を支給
11	長野障害者職業センターの支援	国 職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場復帰支援
12	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の支援	国 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金等
13	障害者多数雇用事業者等からの優先的な物品等の調達	県 県が随意契約により調達できる物品等を障害者を多数雇用している登録業者等から優先的に購入
14	障害者の雇用に係る政策減税（創造等応援減税）	県 身体障害者等を雇用する事業者について、一定の要件のもと事業税を軽減
15	障害者職域拡大アドバイザー	県 事業所を訪問し、雇用事例の紹介、助成制度の情報提供や申請支援等を行うとともに、施設見学会、障害者の能力や雇用事例等のセミナー等により障害者理解の向上を図る。
16	障害者短期トレーニング促進事業	県 障害者就業・生活支援センター登録者が短期の職場実習に係る受入先事業所への謝金等の助成
17	障害者民間活用委託訓練事業	県 障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託
18	無料職業紹介事業	県 就職困難者（障害者等）を対象として本人への支援のほか、企業面接への同行、就職後も企業からの相談に応じる求人开拓員を配置
19	障害者職場実習支援事業	県 特別支援学校等の生徒の職場実習への参加を支援するため、受け入れ事業所に対し謝金を支払う。
20	障害者就業・生活支援センター運営事業	県 障害者の就職と職場定着を図るため、就業及び生活支援に関する個別支援を行う。

10. 採用後に障害者となった従業員に関する配慮について（すべての事業所がお答えください。）

問 8 採用後に障害者となった人はいますか。

1	いる
2	いない



上記「いる」とお答えした場合は、問 9 及び問 10 について、お答えください。

問 9 採用後障害者等になった理由について教えてください。

次に掲げる事項のうち身体障害者及び精神障害者別に、あてはまるものをすべて選んで番号を○で囲んでください。

障害者等になった理由	身体障害者	精神障害者
業務上の事故等(交通事故を除く)	1	2
業務外の事故等(交通事故を除く)	1	2
交通事故(業務中)	1	2
交通事故(業務外)	1	2
その他(具体的に)	1	2
身体障害者		
精神障害者		

問 10 障害者になったことにより業務の変更等ありましたか。

業務の変更等	身体障害者	精神障害者
業務の変更なし	1	2
業務の変更を行った	1	2
勤務時間を短縮した	1	2
勤務場所を変更した	1	2
その他(具体的に)	1	2
身体障害者		
精神障害者		

11. 障害者雇用に関するご意見等について

問 11 障害者雇用について、ご意見等ありましたらご記入ください。

III. 高年齢者の雇用について

1. 高年齢者の常用労働者数について（すべての事業所がお答えください。）

問 12 平成 24 年 11 月 1 日現在、就業している 55 歳以上の常用労働者数について、人数を下表に記入してください。

区 分	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	事業所全体 (54 歳以下含む)
男性	普通勤務	人	人	人	人
	うち正社員				
	パートタイム				
女性	普通勤務				
	うち正社員				
	パートタイム				

(注) 普通勤務とは、貴事業所の通常の勤務で、次の「パートタイム」以外の勤務をいいます。  
パートタイムとは、一般の労働者と比べて1日の所定内労働時間が短い、1週の所定内労働日数が少ない勤務をいいます。



2. 高齢者雇用確保措置について（すべての事業所がお答えください。）

[高齢者雇用確保措置]

高齢者雇用安定法により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

- ①定年の定め廃止 ②定年引き上げ ③継続雇用制度の導入

問13 高齢者雇用安定法により、65歳までの安定した雇用確保措置を講ずることが定められていますが、貴事業所における高齢者雇用確保措置について、お聞きします。

(1) 高齢者雇用確保措置について導入していますか。

- 1 導入済み  
2 導入していない

問13(1)	
--------	--

<上記(1)で1とお答えした場合は(2)へ、2とお答えした場合は終了です。>

(2) 高齢者雇用確保措置の内容はどのようになっていますか。

- 1 定年の定め廃止  
2 定年の引き上げ  
3 継続雇用制度の導入

問13(2)	
--------	--

<上記(2)で3とお答えした場合は、(3)から(8)について、お答えください。>

(3) 継続雇用制度の対象とする高齢者の身分はどのようになりましたか。該当するものすべて記入してください。(複数回答)

- 1 正社員  
2 嘱託社員・契約社員  
3 パートタイム労働者・アルバイト  
4 その他( )

問13(3)				
--------	--	--	--	--

(4) 継続雇用制度の対象とする高齢者の仕事内容はどのようになりましたか。

- 1 定年到達時の仕事内容を継続  
2 定年到達時の仕事内容と異なる  
3 各人によって異なる  
4 その他( )

問13(4)	
--------	--

(5) 継続雇用対象者の年収について、次からお選びください。

- 1 定年到達時の年収より多い  
2 定年到達時の年収とほぼ同じ  
3 定年到達時の年収の3分の2程度  
4 定年到達時の年収の半分程度  
5 定年到達時の年収の3分の1程度  
6 各人により異なる

問13(5)	
--------	--

(6) 継続雇用制度の適用対象者の範囲について、次の中からお選びください。

- 1 希望者全員
- 2 基準を定めている。

問 13(6)	

<上記(6)で2とお答えした場合は、(7)及び(8)についてお答えください。>

(7) 継続雇用制度の定めている基準を、次の中からお選びください。(複数回答可)

- 1 働く意思・意欲があること
- 2 業務成績、勤務態度等
- 3 特定の技能、技術を持っていること
- 4 健康上支障がないこと
- 5 会社が提示する職務内容に合意できること
- 6 定年到達時の役職等
- 7 会社が特に必要と認めた者
- 8 その他( )

問 13(7)				

(8) 「高年齢者雇用安定法」の改正案が平成 24 年 8 月に成立し、基準が廃止(希望者全員が 65 歳まで継続雇用を義務付け)されることとなりましたが、影響はありますか。次の中からお選びください。

- 1 ある
- 2 ない

問 13(8)	

<上記(8)で1とお答えした場合は、(9)についてお答えください。>

(9) 基準廃止に伴う貴事業所の対応策を、次の中からお選びください。(複数回答可)

- 1 継続雇用者の処遇水準の引き下げ
- 2 若年者の採用抑制
- 3 高年齢者の職域の拡大
- 4 契約社員やパート社員の採用抑制
- 5 勤務時間短縮による雇用数の維持
- 6 中途採用者の採用抑制
- 7 その他( )

問 13(9)				

これで調査は終了です。  
お忙しいところ調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。